

入札・契約制度の改善について

次のとおり、尼崎市建設業者等級別格付基準を変更する。

(1) 概 要

Aランク対象業者の総合数値の見直しを行う。

(2) 改正内容（「別表」参考）

本市では、平成 2 8 年 6 月に行った尼崎市建設業等級別格付基準（以下、「基準」という。）の見直し時以降、発注標準金額に上限を設けないAランク対象業者の総合数値を、競争性確保の観点から総合数値上位 2 0 者程度を区分できる水準としている。今回、令和 2 年 4 月 1 日付けて、令和 2 ・ 3 年度の競争入札参加資格者名簿を作成したことを受け、基準におけるAランク対象業者の総合数値の見直しを行う。

(3) 実施時期

令和 2 年 6 月 1 日（同日以降に公告または指名通知するものから適用）

改正後			現行		
別表 1 土木一式工事			別表 1 土木一式工事		
等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）	等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）
A	880 以上	30,000 以上	A	870 以上	30,000 以上
B	720 以上 880 未満	30,000 以上 80,000 未満	B	720 以上 870 未満	30,000 以上 80,000 未満
C	600 以上 720 未満	10,000 以上 30,000 未満	C	600 以上 720 未満	10,000 以上 30,000 未満
D	600 未満	10,000 未満	D	600 未満	10,000 未満
別表 2 建築一式工事			別表 2 建築一式工事		
等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）	等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）
A	780 以上	30,000 以上	A	760 以上	30,000 以上
B	650 以上 780 未満	30,000 以上 80,000 未満	B	650 以上 760 未満	30,000 以上 80,000 未満
C	550 以上 650 未満	10,000 以上 30,000 未満	C	550 以上 650 未満	10,000 以上 30,000 未満
D	550 未満	10,000 未満	D	550 未満	10,000 未満
別表 3 舗装・防水・造園工事			別表 3 舗装・防水・造園工事		
等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）	等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）
A	600 以上	10,000 以上	A	600 以上	10,000 以上
B	600 未満	10,000 未満	B	600 未満	10,000 未満
別表 4 電気工事			別表 4 電気工事		
等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）	等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）
A	770 以上	30,000 以上	A	740 以上	30,000 以上
B	710 以上 770 未満	30,000 以上 60,000 未満	B	710 以上 740 未満	30,000 以上 60,000 未満
C	590 以上 710 未満	5,000 以上 30,000 未満	C	590 以上 710 未満	5,000 以上 30,000 未満
D	590 未満	5,000 未満	D	590 未満	5,000 未満
別表 5 管工事			別表 5 管工事		
等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）	等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）
A	720 以上	30,000 以上	A	700 以上	30,000 以上
B	680 以上 720 未満	30,000 以上 60,000 未満	B	680 以上 700 未満	30,000 以上 60,000 未満
C	590 以上 680 未満	5,000 以上 30,000 未満	C	590 以上 680 未満	5,000 以上 30,000 未満
D	590 未満	5,000 未満	D	590 未満	5,000 未満

以 上